

三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて規則で定める基準を満たすもの

2 児童養護施設の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

**第六十二条** 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて知事が適当と認めたもの

(養護)

**第六十三条** 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長及びその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

**第六十四条** 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、児童が基本的な

生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう行わなければならない。

- 2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。
- 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言及び情報の提供並びに必要なに応じて行う実習及び講習その他の支援により行わなければならない。
- 4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

**第六十五条** 児童養護施設の長は、第六十三条の養護の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

**第六十六条** 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

**第六十七条** 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

**第六十八条** 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関等と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

## 第八章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

**第六十九条** 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- 二 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- 三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。
  - イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

ロ 浴室及び便所の手すり、特殊表示その他の身体の機能の不自由を助ける設備

四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。

イ 訓練室及び屋外訓練場

ロ 浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備

六 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

七 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は一人当たり四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は一人当たり三・三平方メートル以上とすることができる。

八 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

九 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

(職員)

**第七十条** 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童二十人以下を入所させる施設にあつては、更に児童指導員又は保育士を一人以上加えるものとする。

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項本文に規定する者並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第二項の規定を準用する。

6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第三項の規定を準用する。

7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科

の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第一項の規定を準用する。

10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に児童指導員又は保育士を一人以上加えるものとする。

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項本文に規定する者及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。

14 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う福祉型障害児入所施設には心理指導担当職員を、職業指導を行う福祉型障害児入所施設には職業指導員を置かなければならない。

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(生活指導及び学習指導)

**第七十一条** 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後できる限り社会に適応することができるようこれを行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第六十四条第二項の規定を準用する。

(職業指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

**第七十二条** 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

2 前項に規定するもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第六十四条第三項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成)

**第七十三条** 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童

の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

**第七十四条** 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）における児童と起居を共にする職員については、第六十七条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

**第七十五条** 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と密接に連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導について、これらの者の協力を求めなければならない。

(心理学的診査及び精神医学的診査)

**第七十六条** 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的診査及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

(入所した児童に対する健康診査)

**第七十七条** 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十七条第一項に規定する入所時の健康診査に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診査し、治療可能な者についてはできる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十七条第一項に規定する入所時の健康診査に当たり、整形外科的診査により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診査し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

## 第九章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

**第七十八条** 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
- 二 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- 三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、他に適当な設備がある場合は、義肢装具を製作する設備を設けないことができる。
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

**第七十九条** 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第一項に規定する者及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とする。

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する者及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号八及び二(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又ははりほりテーション科の診療に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

(心理学的診査及び精神医学的診査)

**第八十条** 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的診査及び精神医学的診査については、第七十六条の規定を準用する。

(入所した児童に対する健康診断)

**第八十一条** 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第十七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(児童と起居を共にする職員等)

**第八十二条** 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第六十七条、第七十一条、第七十二条及び第七十五条の規定を準用する。

2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第七十三条の規定を準用する。

**第十章 福祉型児童発達支援センター**

(設備の基準)

**第八十三条** 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援

センターを除く。以下この号において同じ。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

二 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。)の指導訓練室の一室の定員はおおむね十人とし、その面積は児童一人当たり二・四七平方メートル以上とすること。

三 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人当たり一・六五平方メートル以上とすること。

四 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。

五 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。

六 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

(職員)

**第八十四条** 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。)には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う施設には、機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。

3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する者及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する者及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及び二②の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、通しておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。

(生活指導及び計画の作成)

**第八十五条** 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第七十一条第一項及び第七十三条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

**第八十六条** 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と密接に連絡をとり、児童の生活指導について、これらの者の協力を求めなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

**第八十七条** 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第十七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者についてはできる限り治療しなければならない。

(心理学的診査及び精神医学的診査)

**第八十八条** 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的診査及び精神医学的診査については、第七十六条の規定を準用する。

**第十一章 医療型児童発達支援センター**

(設備の基準)

**第八十九条** 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

**第九十条** 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

**第九十一条** 医療型児童発達支援センターにおいては、第十七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

**第九十二条** 医療型児童発達支援センターにおける生活指導及び入所支援計画の作成並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡については、第七十一条第一項、第七十三条及び第八十六条の規定を準用する。

## 第十二章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

**第九十三条** 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は一人当たり四・九五平方メートル以上とすること。
- 三 男子と女子の居室を別にすること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

**第九十四条** 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 医師は、精神科又は小児科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。
- 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。
- 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童四・五人につき一人以上とする。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

**第九十五条** 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運

営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者
  - 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて規則で定める基準を満たすもの
- 2 情緒障害児短期治療施設の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

**第九十六条** 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が当該情緒障害児短期治療施設を退所した後健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

- 2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

**第九十七条** 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の心理療法及び生活指導の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

**第九十八条** 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の二に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

**第九十九条** 情緒障害児短期治療施設における児童と起居を共にする職員については、第六十七条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

**第一百条** 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関等と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

### 第十三章 児童自立支援施設

(設備の基準)

**第一百一条** 児童自立支援施設における学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

- 2 前項に規定する設備以外の設備については、第五十九条（第二号ただし書を除く。）の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

（職員）

**第二百二条** 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に関して相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う児童自立支援施設には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。
- 5 実習設備を設けて職業指導を行う児童自立支援施設には、職業指導員を置かなければならない。
- 6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童四・五人につき一人以上とする。

（児童自立支援施設の長の資格等）

**第二百三条** 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、三年以上）従事した者
- 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて規則で定める基準を満たすもの

2 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格)

**第百四条** 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 四 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定める期間の合計が二年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定める期間の合計が二年以上であるもの
- 六 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定める期間の合計が二年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定める期間の合計が五年以上であるもの
- 八 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

(児童生活支援員の資格)

**第百五条** 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

**第百六条** 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、児童がその適性及び能力に応

じて自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 児童自立支援施設における学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

3 児童自立支援施設における生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第六十四条（第二項を除く。）の規定を準用する。

（自立支援計画の策定）

**第七百七条** 児童自立支援施設の長は、前条第一項の生活指導及び職業指導の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

**第七百八条** 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

**第七百九条** 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

（関係機関との連携）

**第七百十条** 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関等と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（心理学的診査及び精神医学的診査等）

**第七百十一条** 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的診査及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

#### 第十四章 児童家庭支援センター

（設備の基準）

**第七百十二条** 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

（職員）

**第七百十三条** 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（支援を行うに当たって遵守すべき事項）

**第七百十四条** 児童家庭支援センターにおいて支援を行うに当たっては、児童、保護者等の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児

童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう、円滑にこれを行わなければならない。

- 3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設と緊密に連携するとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

第十五章 雑則

(規則への委任)

第百十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(高等学校及び大学の意味)

第二条 第四十条第五号、第五十六条第二項第四号、第六十二条第八号及び第四百四条第七号の学校教育法の規定による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）の規定による中等学校を含むものとする。

- 2 第二十九条第四項、第三十八条第三項、第五十六条第二項第六号イ、第六十条第四項、第六十二条第四号、第七十条第十五項、第九十四条第三項、第一百二条第四項及び第四百四条第四号の大学は、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の規定による大学を含むものとする。

(経過措置)

第三条 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年栃木県条例第五十号）第三条第二項に定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満二歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満二歳以上満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第四十七条第二号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

- 2 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連

携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第四十七条第二号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
三学級以下	八十平方メートルに学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

3 満三歳以上の幼児につき第四十九条第二項に規定する数の保育士を確保することが困難である特例幼保連携保育所に対する同項の規定（満三歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性、能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

4 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から三年とする。

5 前項の規定にかかわらず、第三項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難であると知事が認めた場合に限り、その有効期間を六年とすることができる。

6 前各項の規定は、認定ごとも園の認定の要件を定める条例第三条第二項に定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第三項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

**第四条** 平成十年四月一日において現に児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第十五号）第一条の規定による改正前の児童福祉施設最低基準（次項において「旧基準」という。）第八十一条各号、第八十二条各号又は第八十三条各号に該当する者は、第百三条第一項各号、第百四条各号又は第百五条各号に該当する者とみなす。

2 平成十年四月一日前に旧基準第八十一条から第八十三条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、第百三条から第百五条までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。

**第五条** 平成十年四月九日において現に乳児六人以上を入所させる保育所に係る第四十九条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

**第六条** 平成二十三年六月十七日において現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設の建物（建築中のものを含み、同日後に全面的に改築されたものを除く。）に係る第二十七条第一号、第二十八条第一号、第三十七条第一号及び第五十九条第一号（第百一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の適用については、第二十七条第一号中「ほふく室、相談室」とあるのは「ほふく室」と、第二十八条第一号中「室及び相談室」とあるのは「室」と、第三十七条第一号中「及び相談室を設けること」とあるのは、「調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる」と、第五十九条第一号中「居室、相談室」とあるのは「居室」とする。

**第七条** 平成二十三年六月十七日において現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設の建物（建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に係る第二十七条第二号、第二十八条第二号、第三十七条第二号若しくは第三号又は第五十九条第二号（第百一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第二十七条第二号及び第二十八条第二号中「二・四七平方メートル」とあるのは「一・六五平方メートル」と、第三十七条第二号中「母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けることとし」とあるのは「母子室は」と、同条三号中「三十平方メートル」とあるのは「おおむね一人当たり三・三平方メートル」と、第五十九条第二号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は一人当たり三・三平方メートル以上とすることができる」とあるのは「三・三平方メートル以上とすること」とする。

**第八条** 平成二十三年六月十七日において現に乳児院、児童養護施設又は児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第二十九条第二項、第六十条第二項、第九十四条第四項又は第百二条第二項の規定にかかわらず、当該乳児院等における家庭支援専門員となることができる。

**第九条** 平成二十三年九月一日において現に乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長である者については、第三十一条第一項、第三十九条第一項、第六十一条第一項又は第九十五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による当該施設の長となる資格を有する者とみなす。

**第十条** 平成二十四年四月一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設であつて、整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第三十五条第三項又は第四項の規定に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置している

ものとみなされたもの（同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）に係る第六十九条第七号の規定の適用については、当分の間、同号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は一人当たり三・三平方メートル以上とすることができる」とあるのは「三・三平方メートル以上（当該知的障害児施設が平成十年四月一日において現に存するものである場合にあつては、二・四七平方メートル以上）とすること」とする。

（認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

**第十一条** 認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を次のように改正する。

別表の3の項⑨中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号に掲げる」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第27号）第46条第5号及び第47条第4号の」に改める。

（こども政策課）